

(2026年1月29日発表)

サウナ施設に関する実態調査結果の公表

静岡市内の公衆浴場業許可施設と旅館業許可施設についてサウナ施設に関する実態調査を実施しました。

【趣旨・背景】

- ・12月15日に東京都で発生した旅館業許可施設に設置されたサウナで利用者が亡くなられたことを受け、市独自でサウナ施設に関する実態調査を行いました。
- ・サウナ施設を対象とした厚生労働省の照会(1月14日付け「旅館業及び公衆浴場業に対するサウナ施設の状況確認について」)については、本調査結果に基づき回答します。

【調査概要】

対象:「公衆浴場業許可施設」(35施設)、「旅館業許可施設」(239施設) 全274施設

期間:2025年12月24日~2026年1月23日

項目:サウナ施設と非常用設備の有無、点検頻度、扉の開閉構造など

結果:表のとおり(「公衆浴場業」と「旅館業」の両業の許可を有する4施設は、公衆浴場として計上)

数値: 施設数	サウナ 施設数	ブザーその他 の非常用設備	非常用設備の 点検頻度	事故以降、点検 頻度を変えたか	扉は内側から押し 開ける形状か
公衆 浴場	33	有 32 無 1	毎日 6 毎週 6 毎月 9 それ以上 11	変えた 16 変えない 16	はい 33 いいえ 0
旅館	21	有 16 無 5	毎日 4 毎週 1 毎月 9 それ以上 2	変えた 5 変えない 11	はい 21 いいえ 0
合計	54	有 48 無 6	毎日 10 毎週 7 毎月 18 それ以上 13	変えた 21 変えない 27	はい 54 いいえ 0

【調査後の対応】

- ・ブザーなどの非常用設備が設置されていない6施設については、静岡市公衆浴場法施行条例(平成24年静岡市条例第85号)および静岡市旅館業法等施行条例(平成24年静岡市条例第91号)の基準を満たしていませんでした。このため、各施設に対し、基準に適合する非常用設備を速やかに設置するよう指導するとともに、設備が整うまでの間はサウナ施設の使用を停止するよう指導しました。
- ・今後、非常用設備が設置され次第、立入検査を行い、設置状況を確認します。

【問い合わせ先】

保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所 生活衛生課(城東保健福祉エリア保健所棟2階)

担当:小田・天野・諸田 電話:054-249-3156